

---

# 登録手話通訳者の 労働者性の確立にあたって

---

このリーフレットは登録手話通訳者が  
安全で健康に働けるよう願って、  
労働者性の確立を考えていくための  
リーフレットです。



2014年3月

## 登録手話通訳者の労働者性の 確立をめぐる問題の現状と課題

2013年4月1日に、障害者総合支援法が施行され、厚生労働省は、手話通訳者の派遣に関する内容を示し、意思疎通支援の強化を図ることとしています。

この強化策の一つとして、2013年3月地域格差是正の観点から区市町村、都道府県に向けた「意思疎通支援事業実施要綱」が厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知として出されました。

この要綱の第4条では、区市町村及び都道府県の責務として、「意思疎通支援者の健康と安全の確保に努めなければならない」としています。

しかし、現状では、登録手話通訳者のほとんどが労働者として認められていない現状にあるため、病気や怪我に対する補償が労災保険や公務災害の適用外とされる状況が生まれています。埼玉県の前腕障害の補償を求める労災裁判では、「労働者ではない」として、前腕障害が業務上災害として認められませんでした。

このリーフレットは、登録手話通訳者が労働基準法上の労働者として、安心して働ける環境の整備を求めるものです。



## 会長メッセージ

手話通訳者は聴覚障害者福祉の最前線で働き、常に高い専門性を必要とされています。手話通訳士・手話通訳者の資格を取得した時点では、手話通訳士・手話通訳者と名乗れるスタートラインに立ったにすぎません。聴覚障害者の社会参加を支援するためには、常に学び研鑽する姿勢が求められています。

このような重責を担う手話通訳士・手話通訳者が安心し、安定した状態で働けることは何より大切です。そのためにも私たち一人一人が、登録手話通訳者の労働者性確立のために意識をもち取り組んでいきましょう。



一般社団法人 日本手話通訳士協会  
会長 小椋 英子

## 労働基準法上の労働者とは

労働者性の確立については、これまでも過労死や業務上疾病、労働災害の問題で映画カメラマン・合唱団員・バイク便ライダーなどの係争がありました。

いずれも裁判で労働者性が認められてきました。

労働基準法第9条では次のように規定しています。

『この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず事業又は事務所（以下事業という）に使用される者で賃金を支払われる者をいう』

上記バイク便ライダーについて厚生労働省は、2007（平成19）年9月27日基発の「バイシクルメッセンジャー及びバイクライダーの労働者性について」で「バイシクルメッセンジャー及びバイクライダーは労働者」と通達しました。登録手話通訳者にも、このように労働者性の確立が必要です。

公益財団法人 社会医学研究センター  
理事 村上 剛志

## 訪問介護ヘルパーは 労働者として明記

登録手話通訳者と同じように、自宅待機で業務指示を受け訪問し、業務報告書を作成する訪問介護ヘルパー（以下登録型訪問介護ヘルパーという）は労働者として明記されています。

厚生労働省は2004（平成16）年8月に「訪問介護労働者の法定条件の確保について」の通知を発し、登録型訪問介護ヘルパーも「使用者の指揮監督にあることから、労働基準法の『労働者』に該当する」と明記しています。

そして訪問する家庭間の移動時間・業務報告書の作成時間・待機時間・研修時間についての賃金の支払い、年次有給休暇の付与、就業規則作成等の事業所の責任を明示しました。

したがって、これらの登録型訪問介護ヘルパーと同じように仕事の内容や時間、場所を指定され、手話通訳を行い、報告書も作成する登録手話通訳者は当然労働者として扱われる必要があります。



## 登録手話通訳者の労働者性確立のために つぎのことを要請しましょう

2013年4月に施行された障害者総合支援法における地域生活支援事業では、登録手話通訳の登録をはじめ、支援者証、手話通訳依頼書、業務報告書の作成を求めています。これは、登録型訪問介護ヘルパーと同じ制度といえます。したがって、労働者性確立のために次のことを要請しましょう。

- 1) 事業者（派遣登録している事業所）に労働者としての雇用契約を要請する。自治体の場合は公務員の身分を有する労働者となるよう要請する。
- 2) 報酬については給与所得として源泉徴収してもらう。
- 3) 手話通訳依頼書を文書でもらう。
- 4) 交通費や業務報告書を確認してもらう

## 手話通訳者に専門職として ふさわしい身分保障を

手話通訳者は社会にとって大切な専門家です。聴覚障害のある患者さんを診察する際に、手話通訳者を利用できるか否かで、患者と医師や看護師間の情報の質が全く異なります。手話通訳者の存在は、患者にとってだけでなく、正しい診察や治療を行う医師、看護師にとってもきわめて重要です。

手話通訳者は、語学の専門家であるとともに、地域の聴覚障害者の実情や福祉制度に通じた聴覚障害者福祉の専門家でもあります。多くの場合、10年を超える手話学習を通じて、こうした専門家が育ちます。文字通り、地域の宝です。常勤・非常勤で働く設置手話通訳者だけでは地域のニーズに応えきれないため、多くの地域が、登録手話通訳者に依頼して対応しています。登録手話通訳者が、健康や収入に不安なく、依頼された手話通訳を担当したり、研修を受けたりすることができなければ、地域の福祉は維持できません。善意の「登録手話通訳者」を使いつぶすような現状は改善されなければなりません。

すべての手話通訳者が、専門職としてふさわしい待遇や身分を保障されることを願います。



滋賀医科大学社会医学講座 衛生学部門准教授  
埴田 和史

.....

## 登録手話通訳者の 労働者性確立のための学習と運動を

.....

このリーフレットに書いてあることは、登録手話通訳者の労働者としての権利の確立、すなわち、健康と安全の確保に直接つながります。

本協会は手話通訳士・手話通訳者資格を有する人々の職業の確立を目的に活動しています。職業の確立は手話通訳士・手話通訳者の身分保障にとどまらず、聴覚障害者のコミュニケーション支援の質を高めること等につながります。

このリーフレットをもとに学習を行ない、登録手話通訳者の労働者性確立に向けた運動のきっかけとなれば幸いです。

2014年3月22日発行

一般社団法人 日本手話通訳士協会  
会長 小椋 英子

住所 〒112-0014 東京都文京区関口1-7-5  
メゾン文京関口 805号室  
TEL 03-6906-8360  
FAX 03-6906-8359

イラスト 根岸 優